

1. 趣旨

本業務は、合川地区（金沢・増沢方面）のスクールバスについて、児童生徒等の通学負担軽減と利便性の向上を図るとともに、関係法令を遵守し、安全かつ円滑な運行業務を達成するため、豊富な経験及び専門知識並びに技能を有する事業者による業務委託することにより、安全な登下校に資することを目的とし、その提案をプロポーザルにより求めるものである。

2. 業務概要

（1）業務名称

北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）

（2）業務内容

別紙「北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）公募型プロポーザル仕様書」に記載のとおり

（3）業務委託期間

令和 4 年 7 月 1 日から、令和 5 年 3 月 31 日まで

（4）提案限度額

6, 737, 500 円（消費税及び地方消費税含む）

ただし、この金額は本業務の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

3. プロポーザルの方式

企画提案書公募による公募型プロポーザルとする。

4. 参加資格

- （1）本市の範囲を営業区域として、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者であること。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生手続又は再生手続の開始の申立中又は手続中でない者であること。
- （4）北秋田市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条第 1 号又は第 2 号の規定に該当しない者であること。
- （5）北秋田市の指名停止措置を受けていない者であること。
- （6）消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店又は支店、営業所の所在地の市町村税（特別区にあつては都税）の滞納がないこと。
- （7）業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

5. スケジュール

	内 容	期日等
1	プロポーザル実施要領等の公開	令和 4 年 4 月 1 5 日（金）
2	質問書提出期限	令和 4 年 4 月 2 2 日（金）午後 5 時まで
3	質問書回答期限	令和 4 年 4 月 2 6 日（火）
4	参加表明書類提出期限	令和 4 年 5 月 2 日（月）午後 5 時必着
5	参加資格審査結果通知	令和 4 年 5 月 1 0 日（火）
6	企画提案書提出期限	令和 4 年 5 月 2 0 日（金）午後 5 時必着
7	企画提案内容プレゼンテーション	令和 4 年 6 月上旬～中旬予定
8	審査結果通知	令和 4 年 6 月中旬予定
9	契約締結	令和 4 年 6 月下旬予定

6. 質問書の受付・回答

質問書の提出は電子メールによるものとする。

（1）提出様式：質問書（様式 5）

（2）提出先 ：北秋田市教育委員会学校教育課

メールアドレス「be-gimu@city.kitaakita.akita.jp」

（3）提出期限：令和 4 年 4 月 2 2 日（金）午後 5 時まで

（4）回答方法：質問に対する回答は、質問者に対して回答期限までに回答することとし、市のホームページにも掲載する。

7. 企画提案の参加表明

（1）提出書類

①参加表明書（様式 1）

②プロポーザル参加者資格審査調書（様式 2）

③業務実施体制調書（様式 3）

④暴力団排除に関する誓約書（様式 4）

⑤一般貸切旅客自動車運送事業の許可証の写し

（2）提出部数 各 1 部

（3）提出期限 令和 4 年 5 月 2 日（月）午後 5 時必着

（4）提出先 北秋田市教育委員会学校教育課義務教育係

（5）提出方法 郵送又は持参

（6）受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

8. 参加資格審査結果通知

提出のあった参加表明書類を確認の上、結果を令和 4 年 5 月 1 0 日（火）までに参加表明者へ電子メール及び書面で通知する。

9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加資格を有すると認められたものは、企画提案書等を次により提出することとする。

（1）提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②事業者としての優位性とアピール（様式 6）
- ③学校及び児童生徒への対応（様式 7）
- ④確約書（様式 8）
- ⑤見積書（任意様式）
- ⑥見積内訳明細書（任意様式）

※ 各経費区分の積算根拠が明確にわかるように具体的に記載すること。

- （2）提出部数 各 1 0 部（原本 1 部、写し 9 部）
- （3）提出期限 令和 4 年 5 月 2 0 日（金）午後 5 時必着
- （4）提出先 北秋田市教育委員会学校教育課義務教育係
- （5）提出方法 持参又は郵送
- （6）受付時間 平日午前 9 時から午後 5 時まで

10. プレゼンテーションの実施

企画提案者は次のプレゼンテーションを行うものとする。

- （1）日程 令和 4 年 6 月上旬～中旬予定
- （2）場所 北秋田市役所第二庁舎 1 階会議室（予定）
（詳細については、参加資格審査結果通知の際に通知する。）
- （3）プレゼンテーションの方法
 - ①プレゼンテーション時間は「準備 5 分程度、説明 1 0 分程度、質疑応答 1 0 分程度」とする。
 - ②プレゼンテーションは、本市に提出した企画提案書等を使用して説明することとし、提出後の資料の差替え、追加は認めない（スクリーン等に投影し説明する場合を含む。）ただし、明らかな誤りによる修正等はこの限りではない。
 - ③プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意したものを利用することができる。
- （4）その他
本市はプレゼンテーションの内容を録音することができる。

1 1. 審査方法等

- （1）北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において評価を行い、評価が最も高い者から順に受託候補者及び次点者として選定する。※別紙「北秋田市スクールバス運行業務委託（合川地区 7 月～3 月）公募型プロポーザル審査要領」による。
- （2）企画提案者が 1 者のみの場合の取り扱い
企画提案者が 1 者のみの場合であっても審査は実施するが、その場合、各審査員の評価点の合計が 6 割以上の得点となった場合に限り、受託候補者として選定する。

1 2. 審査結果の通知及び公表

審査結果は書面により企画提案者全てに通知することとし、審査の経緯や経過に関する問い合わせには一切応じない。また審査結果に関する異議申し立ては受けない。

1 3. 企画提案者の失格

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）参加資格要件を満たさなくなった場合
- （2）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- （5）企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

1 4. 企画提案者の辞退

参加申し込み後に、辞退する場合は文書にて提出すること（任意様式）。

1 5. 契約について

契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と本市が協議・調整を行った上で北秋田市財務規則（平成 17 年規則第 38 号）の定めに従い契約を締結する。その際、協議結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。なお、辞退その他の理由により契約できない場合は、次点者と契約の交渉を行うこととする。

1 6. 留意事項

- （1）プロポーザルに参加する費用は全て参加者の負担とする。
- （2）企画提案者は複数の企画提案を行うことはできない。また、提出書類提出後の企画提案書等の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りによる修正等についてはこの限りでない。
- （3）提出された書類の返却は行わない。

（４）本市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

（５）本業務により作製された製作物並びに印刷データ等の著作権は、本市に帰属するものとする。

17. 問い合わせ先

北秋田市教育委員会学校教育課義務教育係

〒018-3312

北秋田市花園町15番1号

TEL：0186-62-6617 FAX：0186-63-2678

E-mail：be-gimu@city.kitaakita.akita.jp